

お問い合わせ

県北地区農地集積推進員

TEL.0294-33-8772
常陸太田合同庁舎3F 県北農林事務所駐在

県央地区農地集積推進員

TEL.029-231-6560
水戸合同庁舎3F 県央農林事務所駐在

県南地区農地集積推進員

TEL.029-823-5633
土浦合同庁舎2F 県南農林事務所駐在

お問い合わせは、各地区の農地集積推進員又は、農地の所在する市町村担当窓口まで。

鹿行地区農地集積推進員

TEL.0291-32-6272
鉾田合同庁舎2F 鹿行農林事務所駐在

県西地区農地集積推進員

TEL.0296-48-8225
筑西合同庁舎5F 県西農林事務所駐在



市町村担当窓口

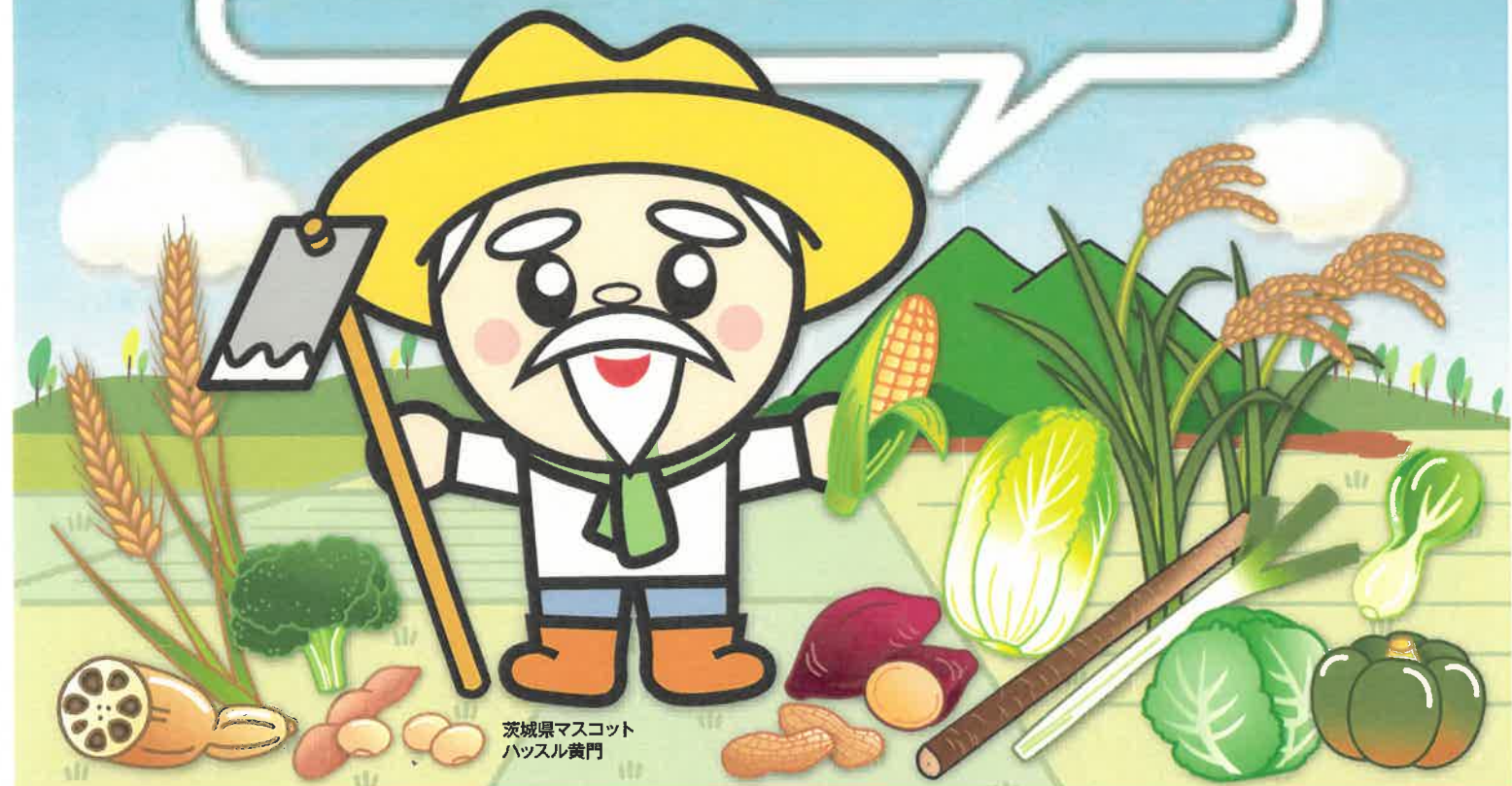
平成30年4月1日現在

地域	市町村	担当課	電話	市町村	担当課	電話
県北地区	日立市	農林水産課	0294-22-3111	常陸大宮市	農林振興課	0295-55-8072
	常陸太田市	農政課	0294-72-3111	(一財)常陸大宮市農業公社		0295-52-1111
	高萩市	農林課	0293-23-7035	大子町	農林課	0295-72-1128
	北茨城市	農林水産課	0293-43-1111			
県央地区	水戸市	農政課	029-232-9181	小美玉市	農政課	0299-48-1111
	(一財)水戸市農業公社		029-251-5532	茨城町	農業政策課	029-292-1111
	笠間市	農政課	0296-77-1101	(一社)茨城町農業公社		029-215-8002
	(一財)笠間市農業公社		0296-73-6439	大洗町	農林水産課	029-267-5111
	ひたちなか市	農政課	029-273-0111	城里町	農業政策課	029-288-3111
	那珂市	農政課	029-298-1111	東海村	農業委員会事務局	029-282-1711
鹿行地区	鹿嶋市	農林水産課	0299-82-2911	神栖市	農林課	0299-90-1008
	(一財)鹿嶋市農業公社		0299-83-5611	行方市	農林水産課	0291-35-2111
	潮来市	産業観光課	0299-63-1111	鉾田市	産業経済課	0291-33-2111
県南地区	土浦市	農林水産課	029-826-1111	守谷市	経済課	0297-45-1111
	(一財)土浦市農業公社		029-862-5143	稲敷市	農政課	029-892-2000
	石岡市	農政課	0299-43-1111	かすみがうら市	農林水産課	029-897-1111
	龍ヶ崎市	農業政策課	0297-64-1111	つくばみらい市	産業経済課	0297-58-2111
	(公財)龍ヶ崎市まちづくり文化財団		0297-62-2227	美浦村	経済課	029-885-0340
	取手市	農政課	0297-74-2141	阿見町	農業委員会事務局	029-888-1111
	牛久市	農業政策課	029-873-2111	河内町	経済課	0297-84-6975
	つくば市	農業政策課	029-883-1111	利根町	経済課	0297-68-2211
県西地区	古河市	農政課	0280-76-1511	坂東市	農業政策課	0297-35-2121
	結城市	農政課	0296-34-0419	桜川市	農林課	0296-55-1111
	下妻市	農政課	0296-44-0729	八千代町	産業振興課	0296-49-3943
	常総市	農政課	0297-23-9037	五霞町	産業課	0280-84-2582
	筑西市	農政課	0296-20-1161	境町	農業政策課	0280-81-1310

JA相談窓口

農協名	支店名	電話	農協名	支店名	電話
JA常陸	太田営農経済センター	0294-70-3488	JAつくば市	営農経済部営農企画課	029-857-3114
	高萩営農経済センター	0293-23-6748		南部営農経済センター	029-857-3115
	大宮営農経済センター	0295-52-4510		北部営農経済センター	029-867-0345
笠間営農経済センター	0296-74-4700	西部営農経済センター		029-847-3122	
JA常陸	ひたちなか営農経済センター	029-229-1126	JAつくば市 谷田部	本所	029-836-0351
JA水戸	本店営農販売部営農課	029-254-9353		谷田部支所	029-839-5900
JA茨城旭村	営農企画課	0291-37-1661		真瀬支所	029-847-6314
JAほこた	営農情報センター	0291-36-2515		島名支所	029-847-7316
JAしおさい	営農経済部営農振興課	0299-93-5527		葛城支所	029-856-1004
JAなめがた	営農経済部米穀流通課	0299-72-1880		小野川支所	029-836-0153
JA稲敷	中部支店	029-892-6645	営農センター	029-836-0322	
	東部支店	0299-78-2141	JA新ひたち野	本店営農経済部	0299-56-5802
	西部支店	0297-87-7101	JAやさと	本所	0299-43-1101
JA茨城かすみ	営農経済部	029-885-0125	営農流通センター	0299-44-1661	
JA竜ヶ崎	経済部	0297-62-2211	JA北つくば	本店	0296-25-6602
JA土浦	本店	029-823-7001	JA茨城むつみ	営農経済部	0280-23-2182
			JA岩井	本店	0297-35-8335

農地中間管理事業を活用して
皆さんの農地を
活かしましょう!



担い手へ農地の集積をすすめます

茨城県農地中間管理機構

公益社団法人 茨城県農林振興公社

TEL.029-239-7131

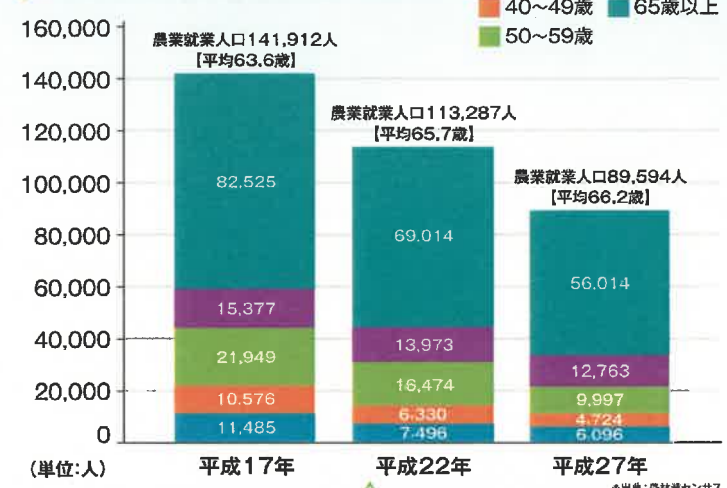
〒311-4203 水戸市上国井町3118-1

<http://www.ibanourin.or.jp/kanri/>



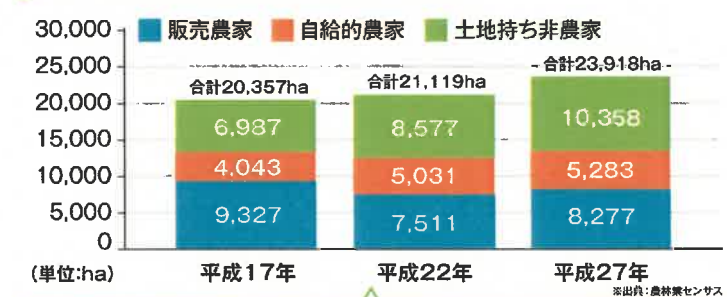
データで見る茨城県の農業の現状

年齢別農業就業人口の構成



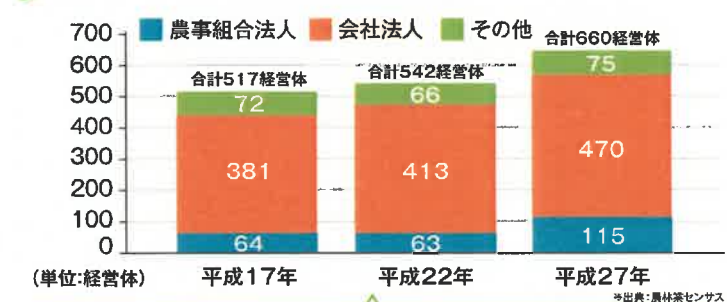
農業就業人口の減少、高齢化により農業労働力は今後さらに減少します。

耕作放棄地面積の内訳の推移



土地持ち非農家の耕作放棄地面積が年々増加しています。

法人化している農業経営体数



法人化している経営体は増加傾向にあります。

茨城県の担い手が利用する農地面積の目標

項目	平成25年	平成35年(10年後)
茨城県耕地面積	173,000 (H25)	173,000 (H25)
うち担い手が利用する面積	45,396 (H22)	114,180
担い手への集積率	26.2%	66%

資料：茨城県農地中間管理事業の推進に関する基本方針

皆さんの農地を守るためには、担い手に農地を集積し、有効利用することが今後より一層求められます。



農地中間管理事業のしくみ

出し手



- 規模縮小
 - 経営転換
 - 農地相続
- でお困りの方

貸付

農地を貸すメリット

- 貸付期間満了後、農地は確実に出し手に戻ります。
- 貸付期間満了後、継続して貸付することもできます。
- 設定した地代は機構から確実に支払われます。
- 公的な機関なので、安心して貸付できます。

〈農地を貸したい〉

- 貸付希望の申し出**
貸付希望の方は、市町村の農政担当窓口までご相談いただき「貸付希望申出書」を、提出してください。
- 農地状況の確認**
貸付希望農地の状況（現状、面積、権利関係、希望賃料等）について、確認させていただきます。
※確認の結果、借り受けできない農地もあります。
- 借受手続**
機構の定める基準により、借り受けが可能となった場合、機構が借り受けるための手続を行います。
※具体的な貸付期間や賃料等の諸条件について協議します。
- 中間管理権の設定（借受）**
市町村における「農用地利用集積計画」の公告により、機構での中間管理権（借受）が設定されます。

農地集積バンク

（茨城県農地中間管理機構）

借受と転貸

市町村・農業委員会と連携し農地の集積・集約を進めます。

受け手にまとまりのある形で農地を利用できるよう貸し付けます。

受け手への貸し付けが決まるまでの間、農地を管理します。

簡易な条件整備を行います。（受け手の要望により）

貸付（転貸）

受け手

● 規模拡大
● 新規参入
をお考えの方



農地を借りるメリット

- 長期の借入期間により（原則10年）安定した営農が可能です。
- 分散した農地の集約化が可能となり作業効率や生産性の向上につながります。
- 地代は機構にまとめて支払っていただき、機構が出し手へ個別に支払います。
- 耕作ができなくなった場合、機構が次の受け手を探し手へ個別に支払います。

〈農地を借りたい〉

- 借受希望申込**
借受希望の方は、借りたい農地が所在する市町村の農政担当窓口までご相談いただき「借受希望申込書」を、提出してください。
- 借受希望者の公表**
借受希望された方の氏名、借受希望内容を公社ホームページで公表いたします。（農地を借りるためには公表される必要があります）
- 農地のマッチング**
貸付期間や賃料等の諸条件について調整のうえ、借受希望内容に適合する農地について、貸付（転貸）に向けたマッチングを行います。
- 賃借権等の設定**
機構が「農用地利用配分計画」を作成し、県の公告によって受け手に賃借権等が設定されます。

〈借り受ける農地の基準〉

- 農業振興地域内の農地であること
- 再生作業が著しく困難な遊休農地ではないこと
- 当該農地の地域に十分な借り受け希望者が確認できること
- 農用地利用の効率化、高度化の促進につながる農地であること

確認事項

- 自己所有農地ですか？
（相続手続が済んでいない農地については、権利者の同意が必要です。）
- 土地改良区賦課金の滞納はありませんか？
- 農地に賃借権の設定をしていませんか？
- 大型農業機械が通行可能な進入路（概ね2.5m）が確保されていますか？
- 隣接地との境界が明確ですか？
（畑の場合、隣接地との境界等の確認を行います。）

※機構の借受期間は、原則として10年以上とします。
※15年以上の借受期間を設定した農用地等については、「土地改良法第87条の3第1項」の土地改良事業が行われることがあります。
※機構が借受後、2年間経過しても借受希望者が見つからない場合は、出し手に返還することになります。